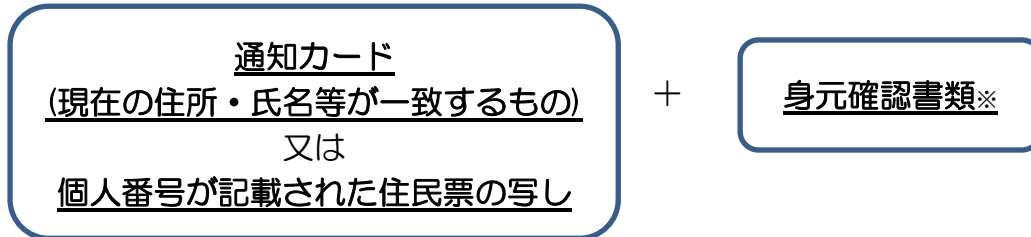


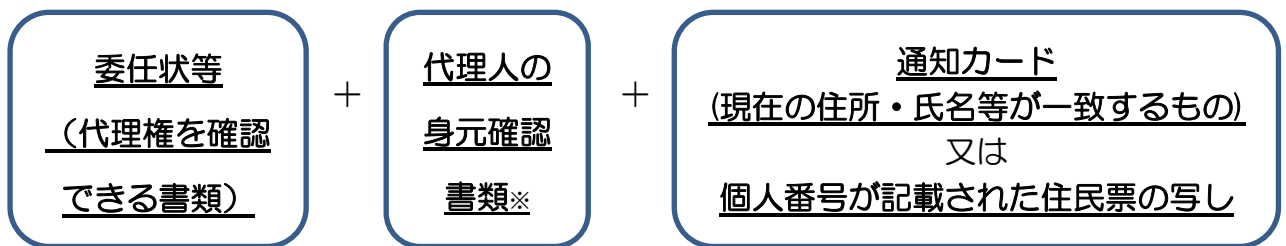
マイナンバー記載に伴う本人確認について

平成28年1月1日以降の申告にはマイナンバーの記載が必要となります。
個人が申告する場合には、申告者本人であることを確認するために通知カード等を提示していただくこととなります。
法人の場合には確認書類の提示は不要です。

1 本人が申告する場合



2 代理人（税理士等）が申告する場合



※身元確認書類（いずれか一つ）

運転免許証 運転経歴証明書 旅券（パスポート） 身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書

3 個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードで番号確認及び身元確認を行います。

4 その他

上記1～3の方法で確認できない場合、担当まで連絡をお願いします。